

凡例 問合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

平成27年4月から 子ども・子育て支援新制度がスタートします

子ども・子育て支援新制度って何ですか？

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援に関する取り組みを、区市町村が中心になって総合的に進めていく新しい制度です。国が新制度の実施のために消費税増税分を財源として確保し、それを活用しながら子育てを社会全体で支えていきます。

新制度になると何がかわるのですか？

新制度では、幼稚園などでの幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利として保障するために、給付制度が導入されます。

給付対象となる幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業などを利用した場合、その費用に関し、公費から給付が受けられるようになります。

この給付は、確実に教育・保育に要する経費に充てるため、利用者の皆さんに直接給付するのではなく、区から施設などに支払う仕組み(法定代理受領といいます)となっています(別図1参照)。

地域子ども・子育て支援事業を実施します

全ての子育て家庭を支援す

スタートします

そのため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」など、地域でのさまざまな子育て支援事業を引き続き実施していきます(別表1参照)。

窓口でも配布しています。◎新制度のお知らせは区のホームページでもご案内しています。

子育て支援課子育て施策推進室

☎(3546)5681

給付の対象となる施設・事業にはどんなものがあるのですか？

教育・保育施設(別表2)および地域型保育事業(別表3)があります。

給付対象の施設や事業を利用するにはどうすればいいのですか？

利用にあたって、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただく必要があります。

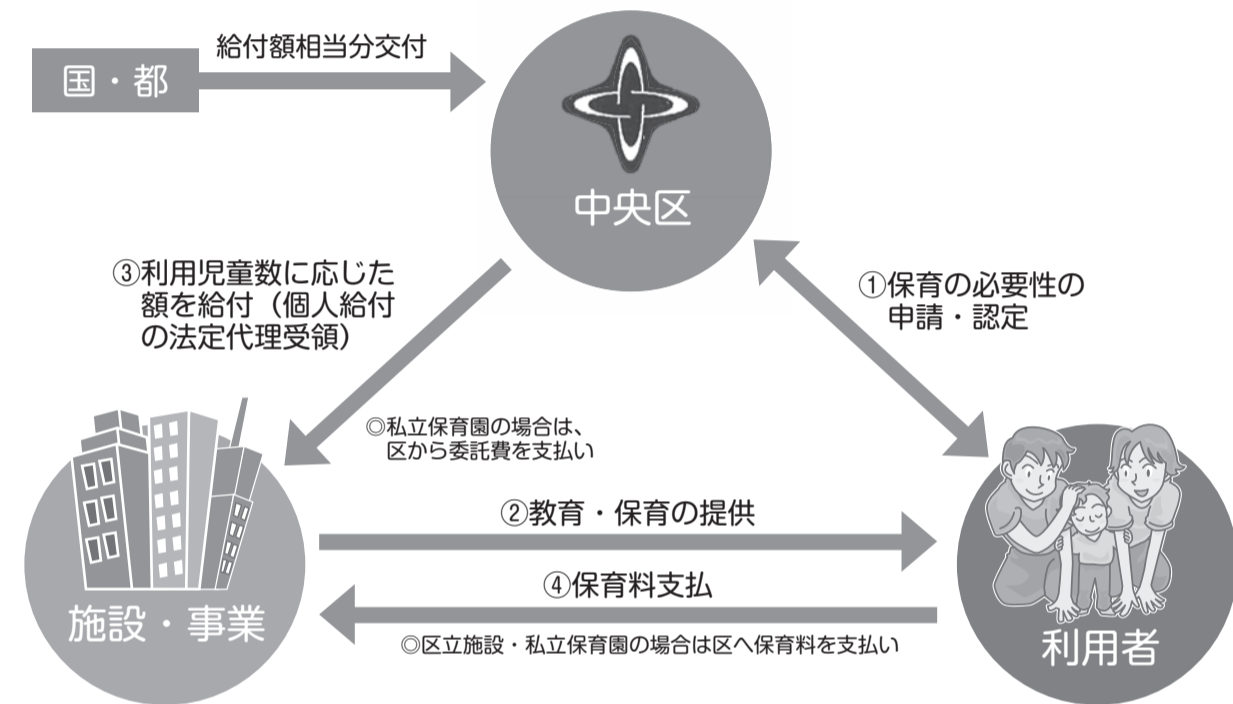
利用する施設などに応じて別図2のとおり3つの認定区分に分かれます。

3頁別図3のとおり「支給認定申請」を行い、「支給認定証」の交付を受けてください。

パンフレットの配布

新制度のPRパンフレットを各幼稚園・保育園などを通じて在園されている方に配布しています。また、区役所6階子育て支援課、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、子ども家庭支援センター、各児童館、各あかちゃん天国の

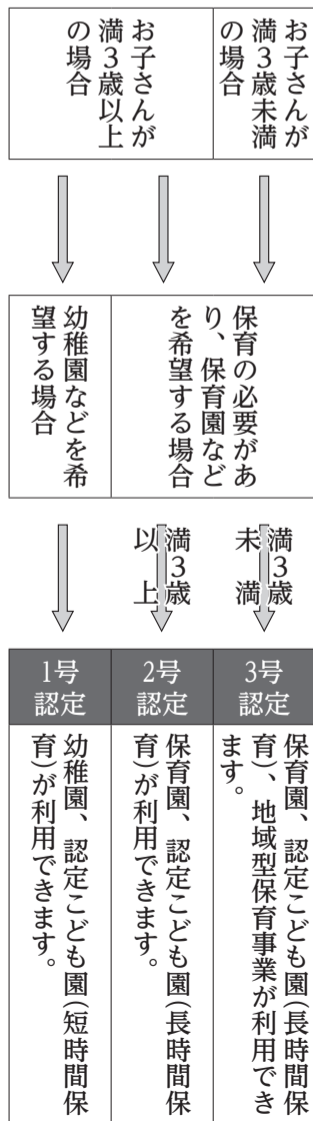
別図1 法定代理受領のイメージ



別表1 主な地域子ども・子育て支援事業

- ・一時預かり保育
- ・子育て交流サロン「あかちゃん天国」(地域子育て支援拠点事業)
- ・子どもショートステイ、トワイライトステイ(子育て短期支援事業)
- ・ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- ・病児・病後児保育
- ・学童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ・子どもの居場所「プレディ」(放課後子ども教室)

別図2 3つの認定区分



別表2 教育・保育施設

施設種別	お子さんの年齢	内容
幼稚園	3歳から就学前まで	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。保護者の就労などの有無にかかわらず利用できます。◎私立の幼稚園については、運営事業者の意向により、新制度の給付対象施設に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。区立幼稚園は全て移行します。
保育園	0歳から就学前まで	就労などのため家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	0歳から就学前まで	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

<東京都認証保育所について>

認証保育所は、東京都が独自に認証した認可外保育施設であり、新制度の給付対象とはなりません。利用手続きは従来と変わらず、直接施設にお申込みいただいた上で入所決定となります。また、現在区が行っている保育料補助(認可保育園に在園した場合の月額保育料の差額に応じた保育料の補助)も継続していきます。

<中央区外の私立幼稚園に入園する場合>

中央区外の私立幼稚園に入園する場合は、園にお問合せいただき、新制度の給付対象に移行するかどうかを確認してください。移行する場合は、3頁別図3「利用手続き・認定の流れ」にある「支給認定申請」の手続きをお願いします。移行しない場合は、新制度の給付対象にならないため、「支給認定申請」の手続きは必要ありません。

別表3 地域型保育事業

地域型保育事業とは、少人数の単位で0歳から2歳までのお子さんを預かる事業です。

事業種別	内容
家庭的保育事業	保育者(保育ママ)がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	少人数(定員6人~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

◎小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業については、中央区においてどのように導入し、実施していくかを今後検討します。

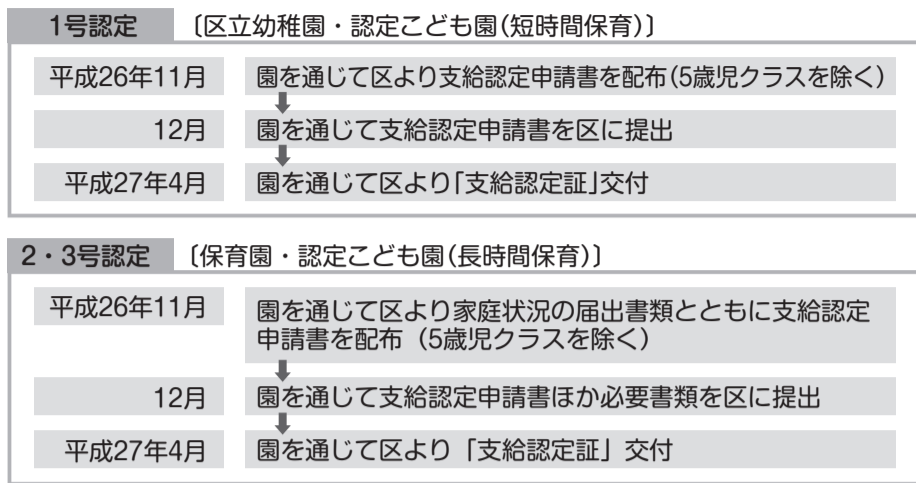
別図3 利用手続き・認定の流れ

(1) 平成27年4月から新たに施設を利用する場合



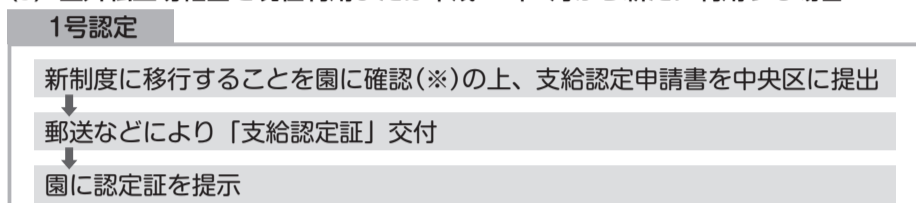
※「支給認定証」は、利用調整結果には関係なく、保育が必要と認められた方全員に交付します。交付時期は予定より遅くなる場合があります。

(2) 現在、幼稚園や保育施設などを利用している場合



◎東京都認証保育所などの認可外保育施設は子ども・子育て支援新制度の対象外となりますので、支給認定申請の手続きは必要ありません。

(3) 区外私立幼稚園を現在利用または平成27年4月から新たに利用する場合



※私立幼稚園は、運営事業者の意向により、新制度に移行しない園があります。その場合は支給認定申請は不要です。



凡例 区問合せ申込先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

平成27年4月からの認可保育園新規入園・転園・延長保育の申込みを、次のように受け付けます。

また、認可保育園の入園申込みをして、入園希望月から1年を経過していない方で4月からの申込内容を変更する方は、受付期間内に、申込事項等変更届の提出が必要です。なお、平成27年2月4日までに出生予定のお子さんであれば、出産前に4月入園の申込みができます。

平成27年度保育園のごあんない 申込み・変更等受付場所・期間および受付時間

別表1のとおり

入園申込みに関する全ての書類は、申込締切日までに提出してください。受付期間内に提出されない場合は利用調整の対象となりません。郵便などでの申込みは受け付けません。

◎平成27年4月保育園入園から申込書などの様式が変わりますので、ご注意ください。

平成27年4月からの保育園入園を希望される方は、保育の必要性の認定申請(支給認定申請)が必要となります。

平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」に基づき、平成27年4月から保育園入園申込みの際に、保育の必要性の認定申請(支給認定申請)をしていただきます。

すでに認可保育園の入園申

平成27年度認可保育園入園申込み

別表1 「平成27年度保育園のごあんない」申込書などの配布・申込み・変更等受付場所・期間および受付時間

配布および入園申込受付場所	受付期間(第1回)	受付期間(第2回)
・区役所6階子育て支援課保育入園係 ・各認可保育園(※)および各認定こども園 ・日本橋・月島特別出張所 ・中央区保健所 ・日本橋・月島保健センター	11月11日(火)~12月8日(月)	平成27年2月9日(月)~2月20日(金)
	受付時間 午前8時30分~午後5時 ◎各認可保育園についても、受付時間は午後5時までです。 ◎土・日曜日、祝日を除きます。ただし、各認可保育園では土曜日も申込みを受け付けます。	

※平成27年4月に新規開設する認可保育園を除きます。

◎第2回利用調整は第1回の利用調整後、内定辞退などで空きが生じたクラスについて行います。

◎第2回利用調整の対象となる方は、第1回利用調整で入所保留となった方および、第2回申込受付期間中に新規で申込み(新規入園申込・在園児の転園申込・新規または在園児の延長保育申込)をされた方です。

◎4月1日入園、転園、延長保育、希望園変更などに関する全ての書類(支給認定申請書兼保育所入所申込書、転園申込書、申込事項等変更届、勤務証明書など)はこの受付期間内に提出されないと利用調整の対象となりません。

◎例年、申込締切日間は受付窓口が大変混雑いたします。余裕を持ってお早めにお申込みください。

別表2 新規開設園など(予定)

平成27年4月新規開設保育園

名称(仮称)	運営事業者	開設予定地	定員
あい保育園日本橋	(株)アイグラン	日本橋富沢町9-10 稲村ビル	60名程度(0~5歳児)
モニカ人形町保育園	(株)モニカ	日本橋人形町3-7-5 IKTビル	60名程度(1~5歳児)
コピーリススクールはこぎき	(株)コピーアンドアソシエイツ	日本橋箱崎町17-9 箱崎升喜ビル	70名程度(0~5歳児)

平成27年4月 保育所型認定こども園へ移行

名称	運営事業者	所在地	定員
小学館アカデミー勝どきこども園	(株)小学館集英社プロダクション	勝どき1-3-1 アパートメントタワー勝どき2F	108名程度(0~5歳児)

別表3 子ども・子育て支援新制度および4月入園申込説明会

日時	会場
11月25日(火) 午前10時~11時15分	日本橋公会堂2階集会室(第3・4洋室)
11月25日(火) 午後6時30分~7時45分	区役所8階大会議室
11月26日(水) 午前10時~11時15分	
11月26日(水) 午後3時30分~4時45分	月島区民センター1階会議室

◎事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

◎会場には駐車場がありませんので、自動車での来場はご遠慮ください。

申込みをして、入園希望月から1年を経過していない方で、平成27年4月以降も認可保育園の入園を希望する場合も、支給認定申請が必要です。

平成27年度の保育料などについて

平成27年度からの保育料の算定基準が所得税から住民税へと変更になります。また保育所利用調整基準なども変更されます。

私立認可保育園の新規開設など

平成27年4月に日本橋地域に私立認可保育園が3園開設される予定です。

小学館アカデミー勝どきこども園は保育所型の認定こども園に移行する予定です。新規開設園の名称などについては別表2のとおりです。

説明会の開催

「子ども・子育て支援新制度」および4月入園申込みに関する手続きなどについて、別表3のとおり説明会を行います。

平成27年1・2月入園の申込み

1月および2月入園の申込受付期限は、どちらも12月8日(月)までです。受付場所、受付時間については4月入園申込(第1回)と同じです。なお、3月入園はありません。申込資格・方法・定員など詳しくは「平成27年度保育園のごあんない」をご覧ください。

園子育て支援課保育入園係

☎(3546)5387